はじめに

「行政は人なり」という言葉があります。これは、地方自治においても企業経営においてもその中心は人であり、その中心である人がどのような哲学を持ち、どのような目標を掲げて、どのように行動するかによって、結果は大きく異なってくることを意味していると考えられます。

従って、最大のサービス産業である市役所の価値は、これらを構成する人によって決まってくるといっても過言ではないといえます。自治体も質を問われる時代となり、質のよい自治体に住民が集まってくる時代が来ています。

では、どのようにすれば市役所の価値を高めることができるのでしょうか。それは職員に対する研修によるところが大きいと考えます。研修とは、「岩石(鉱物)」を「宝石」に磨き上げることであり、「人材」を「人財」(人は財産であるという造語)に育てることであります。言い換えれば、職員研修の役割は、地方自治の本旨を主体的に実現できる「人財」を育成することです。このためには、目標を定めた研修の基本方針の策定が必須といえます。

今回,以上のような基本的な考え方に基づき,地方公務員法第39条第3項の規定により研修に関する基本的な方針を定めることとしました。

この研修基本方針にもとづき、毎年度、タイムリーで、より具体的な研修計画を作成します。

今後,職員にあっては職員研修により,公務員として,全体の奉仕者として,組織の一員として,より一層質の高い仕事の成果を目指し,自己の能力を磨いてもらいたいと思います。また,管理・監督者においては,部下である職員のお手本として自己研鑽を図るとともに,部下である職員の能力開発のよい「きっかけ」となるよう,さらには,組織としてのよりよい成果をもたらすよう「人財」の育成に努めていただくようお願いするものです。

平成18年4月

出水市長 渋 谷 俊 彦